

[別紙]
様式1

事業報告書

(自 令和7年2月18日 至 令和7年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人如水会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 出資額限度法人
 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市中区紙屋町二丁目3番20号3階301
- (3) 設立認可年月日 令和7年2月 4日
- (4) 設立登記年月日 令和7年2月18日

(5) 役員に関する事項

	氏 名	備 考
理 事 長	柳瀬 哲至	紙屋町やなせ皮ふ科クリニック管理者
理 事		
〃		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床 数
診療所	紙屋町やなせ皮ふ科 クリニック	3410126944	広島県広島市中区 紙屋町二丁目3番 20号3階301	無

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)
 該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項
 令和7年 9月30日 令和7年度事業計画及び収支予算の決定

様式3-3

法人名 医療法人 如水会

※医療法人整理番号 02870

所在地 広島県広島市中区紙屋町二丁目3番20号3階301

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 9 月 30 日 現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	42,340	I 流動負債	3,278
II 固定資産	72,846	II 固定負債	77,137
1 有形固定資産	64,165	負債合計	80,415
2 無形固定資産	1,924	純資産の部	
3 その他の資産	6,756	科 目	金 額
		I 基金	32,500
		II 積立金	△ 2,729
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	29,771
資産合計	115,186	負債・純資産合計	110,186

様式2

法人名 医療法人 如水会

※医療法人整理番号

02870

所在地 広島県広島市中区紙屋町二丁目3番20号3階301

財 産 目 録

(令和 7 年 9 月 30 日 現在)

1. 資 産 額	115,186	千円
2. 負 債 額	80,415	千円
3. 純 資 産 額	29,771	千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	42,340
B 固 定 資 産	72,846
C 資 産 合 計 (A+B)	115,186
D 負 債 合 計	80,415
E 純 資 産 (C-D)	34,771

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 如水会

所在地 広島県広島市中区紙屋町二丁目3番20号3階301

※医療法人整理番号 02870

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式5

監事監査報告書

医療法人如水会
理事長 柳瀬 哲至 殿

私は、医療法人如水会の令和6会計年度（令和7年2月18日から令和7年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年11月26日
医療法人如水会

監事